免責審尋期日

平成２７年（フ）第５１号
東京都墨田区横川２―20―５―307、住民票上の住所東京都江東区北砂２丁目18―２―429
破産者　金磯　正博
審尋期日　平成27年６月10日午前10時
平成27年３月11日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３８号
横浜市港北区新横浜２丁目３番19号
清算株式会社　株式会社ワイ・シー
代表清算人　宮原　一東
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（ヒ）第３９号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目９番地５
清算株式会社　東神奈川興産株式会社
代表清算人　宮原　一東
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０９２号
東京都中央区日本橋本町４丁目２番１号
清算株式会社　株式会社エム・シー・エル・コーポレーション
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の弁済
⑴　協定債権につき、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
⑵　各協定債権者は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金債権については本協定認可確定時に、その全額を免除する。
２　各協定債権者は、前項⑴の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
５　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第１７号
東京都渋谷区宇田川町２番１号
再生債務者　株式会社ロジータ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区大手町１丁目７番２号　東京サンケイビル18階　梶谷綜合法律事務所　弁護士　大澤加奈子
平成27年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第１７号
東京都渋谷区宇田川町２番１号
再生債務者　株式会社ロジータ
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年５月22日から平成27年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目９番地の14
再生債務者　株式会社コンセルヴェ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年３月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２３年（再）第１００号
東京都足立区梅田１丁目19番９号篠崎荘101
再生債務者　富田　修子（旧姓中村）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２号
千葉県八街市八街い233番地83
再生債務者　依田　　繁
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月16日から平成27年４月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１１号
千葉県八街市八街い233番地69
再生債務者　池上與名甫
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月16日から平成27年４月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第６号
秋田市桜台２丁目14番４号
再生債務者　地主　　元
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年４月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１５５号
埼玉県川口市大字安行原224番地の４
再生債務者　小林　　稔
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第４号
千葉県成田市郷部203番地２
再生債務者　平澤　秀昭
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第５号
千葉県佐倉市田町243番地26
再生債務者　覺張　恭成
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第２１４号
名古屋市北区尾上町１番地の４　メリアＢ棟801号
再生債務者　林　　幸二
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月13日から平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第３１号
名古屋市南区弥生町212番地　レオパレスやよい105号
再生債務者　大澤　儀貢
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月13日から平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部